

法人市民税の更正の請求書

法人番号
管理番号

受付印 平成 年 月 日 八尾市長 宛	(ふりがな) 法人名 代表者の氏名・印	〒 -
	法人所在地 八尾市が支店等の場合は本店所在地と併記	〒 -
	この届に回答する者の氏名	電話 () -

地方税法第 条 の規定に基づき、次のとおり更正の請求をします。

更正の請求の対象となる事業年度又は連結事業年度		平成 年 月 日から	平成 年 月 日まで
摘要		更正の請求前	更正の請求後
課税標準	(使途秘匿金税額等) 法人市民税の規定によって計算した法人税額 ①	() 円	() 円
	試験研究費の額に係る法人税額の特別控除額 ②	円	円
	国際戦略総合特別区域において機械等を取得した場合等の法人税額の特別控除額 ③	円	円
	還付法人税額等の控除額 ④	円	円
	退職年金等積立金に係る法人税額 ⑤	円	円
	課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 (①+②+③-④+⑤) ⑥	円	円
	分割基準数(八尾市分/全従業員数) ⑦	人 / 人	人 / 人
	2以上の市町村に事務所又は事業所を有する法人における課税標準となる法人税額又は個別帰属法人税額 ⑧	円	円
法人税割	法人税割額 ⑨	税率 100 円	税率 100 円
	外国の法人税等の額の控除額 ⑩	円	円
	仮装経理に基づく法人税割額の控除額 ⑪	円	円
	租税条約の実施に係る法人税割額の控除額 ⑫	円	円
	差引法人税割額 (⑨-⑩-⑪-⑫) ⑬	円	円
均等割	課税標準の算定期間中において事務所等を有していた月数 ⑭	月	月
	均等割額 ⑮	円	円
合計市民税額 (⑬+⑮) ⑯		円	円

還付請求額

法定納期限 平成 年 月 日	法第20条の9の3第1項の更正の請求の場合
第1号の判決等の確定日 平成 年 月 日	法第20条の9の3第2項の更正の請求の場合
第2号の更正・決定等のあった日 平成 年 月 日	
第3号の政令で定める理由が生じた日 平成 年 月 日	法第321条の8の2の更正の請求の場合
国の税務官署の更正の通知日 平成 年 月 日	

更正の請求の理由 (この請求をすることとなった事情、その他参考となるべき事項)

法人税の更正による更正の請求の場合は、法人税額等の更正通知書のコピーを添付してください。

*この更正の請求が、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律第7条第1項に規定する合意に基づく国税通則法第24条又は第26条の規定による更正に係るものである場合には、「租税条約の実施に係るもの」と記載してください。

連結親法人の本店所在地及び電話番号 〒 - 電話 () -
(ふりがな) 連結親法人の名称

金融機関名・支店名 銀行 信用金庫 本店支店 組合 営業部	担当税理士 氏名・連絡先
預金種別 普通・当座・その他 () 口座番号	電話 () -
フリガナ 口座名義人	